

により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) では、先刻の議題に戻りまして、國の防衛に関する調査を議題とし、小泉防衛庁長官からの説明についての補足説明を聴取します。

○政府委員(大村篤雄君) 昭和四十年度防衛予算の概略につきまして補足説明を申し上げます。お手元に、縦長の「防衛予算要求の大要」という資料が差し上げてあると思いますが、これに基づきまして御説明を申し上げます。

まず、第一ページに「防衛関係費の推移」という表がございます。左の端が、まず、防衛関係費、その内訳といたしまして、防衛庁費、これが、防

衛生費の割合の防衛費でござります。(2)として防衛支出金、これは、防衛施設提供等諸費及び米軍事顧問団に対する交付金の合計額でございます。
(3)が防衛施設庁費等、これは防衛施設庁の事務費等の金でございます。これを合わせまして防衛関係費、広い意味での防衛費ということになつております。

2が、国民所得。3は、一般会計歳出。数字が、大体、大きく見まして三つございます。それを十三年度以降四十年度まで横に並べてござります。さしあたり、三十九年度と四十年度の数字を、ごらん願いたいと思いますが、防衛関係費総額、先ほど御説明申し上げましたとおり、四十年度は三千十四億でございます。したがいまして、三十九年度の補正後二千八百八億に対しまして、二千六億の増加でございます。当初予算二千七百五十一億円に対しまして二百六十三億円の増加でございます。これの国民所得に対しまず比率でございますが、下のほうにA・Cという欄がございます。それからA・D、これが一般会計歳出に対します防衛関係費の割合でございますが、四十年度は八・一・三八%でございますので、○・○五%防衛費が減つてまいりおるということでございます。

四五、三十九年度は当初予算におきまして八・四一%でございましたが、三十一年度の予算におきましては、御承知のとおり、F-104Jの現行二百機生産の金が、最後の年といたしまして、三百五十億計上しておりますのが、四十一年度はその分がなくなるという関係で、全体の防衛関係費の総額が減ってまいっております。そういう関係で国民所得に対する比率も、一般会計歳出に対する率も、前年度よりも減つてまいりておりますということに相なっております。

次に、二ページをごらん願いたいと思いますが、これは機関別の内訳でございます。まず防衛本庁、陸上自衛隊、これが四十一年度千二百七十六億九千万円でござります。先ほど大臣の御説明もございましたが、前年度の補正後に対しまして、前年度対比の欄でございますが、(A)マイナス(C)百四十八億六千九百万円の増加でござります。対前年度率にいたしますと一一七・八%という増加率でござります。あと同様に、海上自衛隊が四十一年度予算六百八十一億八千三百万円でございまして、対前年の増加が九十四億七千七百万円でござります。航空自衛隊、これは八百十六億六千百万円でございまして、これの前年度対比が八の七十二億三千六百万円と、対前年度七十二億三千六百万円減っております。これが先ほど御説明申し上げましたように、F-104Jの二百機の現行生産のために計上いたしました三百五十億円、というものが四十一年度はなくなってしまう、そういう関係で、航空自衛隊といたしまして減が立つわけでございましたが、小計の欄でございますが、二千七百七十五億三千五百万円でございまして、対前年百七十一億一千五百万円の増加でござります。あと内部部局以降付属機関それぞれございますが、防衛本庁合計で、下から三つ目でございますが、二千八百五十

二億七千万円、対前年度増加(A)マイナス(C)の欄で二百八十三億千五百万円、(A)マイナス(B)の当初予算に対しましては二百四十億二千万円の増加でございます。

それから防衛施設庁でございますが、百六十二億一千七百万円でございまして、対前年度増加額が、(A)マイナス(C)で二十三億二千二百万円、対前年度一・六・七%の増加でございます。以上合計いたしまして、四十年度の要求原案は三千十三億八千七百万円でございます。対前年度増加額が、(A)マイナス(C)の欄におきまして二百六億三千七百万円でございまして、対前年度増加率は一〇九・六%で九・六%の増加率でございます。

次のページをごらん願いたいと思いますが科目別内訳という表でございます。これは防衛本庁につきましての科目別内訳でございますが、最初につきましての欄がございます。人件費が非常に大きくなウエートを示すのが防衛予算の一つの特徴でございますが、四十年度予算におきまして一千三百四十億三千八百万とございます。防衛本庁計に對しまして、これは四三・五%でございます。三十一年度予算額におきます当初の千五十一億三千二百万円が四〇・二%でございましたから、人件費の占める割合が三・三%さらにふえてきたといふことが言えるかと思います。この原因は、もちろんベースアップもございますが、先ほど申しましたと同じように、航空機購入費といふのがございますが、これが四十年度九百九億五百万円、これがF-104現行生産一百機の所要経費減に伴うところの、それがによって航空機購入費の全体のウエートが下がりますと同時に、逆に人件費のウエートが上がってきたということが言えるかと思います。

次のページをごらん願いたいと思いますが、これが防衛施設庁の科目別の内訳でございます。防衛施設庁三十億四千万円、これは大部分が事務費でございますが、あと調達労務管理費八億六千八

百万円、施設提供等諸費百十七億八千九百万円、これは大部分基地対策の経費でございます。百七億八千九百万円、前年度当初予算九十七億七千六百万円、補正後九十五億五千七百萬円でござりますが、前年度に対しまして約二%の増加でございます。したがいまして、基地対策に相当大きなウエートを占めてまいりておるのであります。

一番下のほうに相互防衛援助協定支山金でございます。これが米軍事顧問團に対する交付金でございます。四億千六百万円でございます。したがいまして、防衛施設計画六十一億千七百万円、対前年度比一・六・七%の増加と相なっております。

次の表をごらん願いたいと思います。五ページでございます。国庫債務負担行為でございます。

ここに掲上しております数字は、四十一年度以降の後年度負担額の数字でございます。先ほど大臣より御説明申し上げました國庫債務負担行為の数字は、当該年度の四十年度を含めました総額の数字を申し上げましたが、ここに書いております数字は、四十一年度以降の後年度の負担額、翌年度以降の負担額で数字を掲上してございます。

陸上自衛隊トータルにおいて六十七億七千万円、前年度の当初が四十三億千七百万円でございますから、五割以上の増加でございます。

海上自衛隊九十九億三千六百万円、前年度当初八十億二千六百万円でございます。これも二割以上との増加でございます。

航空自衛隊、これが二百七十七億千四百万円、前年度が二百五十三億四千万円でございます。

それから技術研究本部が四十一億八千四百万円、前年が八十五億三千万円でございますので、大幅な増加でございます。合計いたしまして四十年度は四百八十五億九千四百万円、前年が当初三百八十五億三千六百万円、二割五分以上の増加でございまして、歳出予算においては増加率は低うございますが、國庫債務負担行為においては相当な増加に相なつております。

それから次のページをごらん願いたいと思いま

すが、これは継続費でございますが、継続費は、日本のおきまして認められておりますのは、防衛庁の大型艦艇にだけございますが、この継続費におきましては、既定計画艦、既定計画艦追加分、新規計画艦の三つに分けた表をつけております。既定計画艦と申しますのは、三十九年度までに継続費をお認めいただいたものの計数でございまして、総額におきまして、既定計画艦の小計をごらん願いますと、二百五十二億九千三百万円でございます。これの各年度割りの数字が右のほうに掲上してございます。

それから(2)といたしまして既定計画艦追加分といふのがございます。これは実は三十九年度までの艦艇につきましては、それぞれ米国から装備品の無償供与を予定していたのでございますが、これが対外援助法の修正によりまして無償援助が期待できなくなりましたので、四十年度予算よりこの追加経費を既定計画艦追加分として計上したのでござります。これが小計におきまして三十四億一千七百万円でございます。

それからその次のページをごらん願いたいと思いますが、これは四十年度新たに計画いたしました新規計画艦でございまして、まず四十年度甲型警備艦造費、これは二千トン級でございますが、三十九億四千七百万円、それから四十年度中II型、これは三千トン級でございますが、六十六億六千円、それから潜水艦造費でございますが、一千六百トンの潜水艦でございますが、三十九億三千七百万円でございます。小計百四十五億四千四百万円でございます。したがいまして、新たな継続費の計上は(3)の百四十五億と、前のページの既定計画艦追加分の三十四億でございますので、約百八十億というものが新たに継続して要求しておる数字でござりますして、これまで前年度の百十一億に対しまして相当大きな増加に相なっております。

それから次のページをごらんいただきたいと思いまして、

いますが、5の定員要求、定員の表でございます。まず左の欄をごらん願いますと、防衛本庁、陸上自衛隊でございます。右のほうをごらん願いますと、三十九年度末予算定員、四十年度増員要求、四年度末予算定員といふ欄がございまして、それぞれ自衛官、非自衛官、計というふうにそれぞれ区分してございますが、まず陸上自衛隊でございますが、これは四十年度は増員はございません。それから海上自衛隊でございますが、四十年度自衛官におきまして五百九十八人、これは新規就役艦艇の乗り組み員あるいは航空機の新規就役に伴うところの所要人員あるいは陸上の新しい教育隊とかあるいは海上訓練指導隊等の新改編に伴うところの所要の増員でございます。これに伴う非自衛官——シビルでございます。これは五十六名、外ワクでございますのは、アタッシャとして外務省に派遣いたします振りかえ定員の減ります。それから航空自衛隊でございますが、これは事務所を三カ所ほど建てかえることにしております。それから(4)いたしまして地連張所の借り上げ一千万円とござりますが、現在約三十カ所出張所がございますが、これをさらに八十八カ所ほど増設して募集体制の拡充をはかります。これによりまして募集される人員は三万四千人、前年度三万二百人でございます。

以上、計で募集関係の経費が三億三千六百万円、前年度に対しまして一億一千二百万円の増加でございます。これによりまして募集される人員は三万四千人でございます。これらは百里基地にF-104戦闘機の航空隊が展開することに伴う所要の人員、あるいは北九州地区における第二次ナイキ部隊の配置に伴う所要の人員のためには必要な定員の要求でございます。

それから(5)老朽隊舎の改築でございますが、来年度一万八千三百人の隊舎の改築をはかつて、そのための所要経費が三十六億五千万円でございます。前年度一万二千二百人分につきまして二十五億三千万円でございましたから、大幅な増加でございます。

それから(4)いたしまして宿舎の増設でございますが、これは特別借り上げ宿舎千四百万円でございますが、これは共済組合の長期資金でもって宿舎を建てまして、それを国が借り上げるという仕組みの宿舎でございまして、一千四百万円が借り上げ料でございます。それから一般宿舎として千三百五十七戸、十三億三千八百万円、合計いたしまして二千五百五十七戸、十三億四千二百万円でございます。前年度が千五百四十四戸、五億九千六百万円でございますので、これまで大幅な改善でござります。

それから次のページをごらんいただきたいと思いまして、

いますが、5の定員要求、定員の表でございます。まず左の欄をごらん願いますと、防衛本庁、陸上自衛隊でございます。右のほうをごらん願いますと、三十九年度末予算定員、四十年度増員要求、四年度末予算定員といふ欄がございまして、それぞれ自衛官、非自衛官、計というふうにそれぞれ区分してございますが、まず陸上自衛隊でございますが、これは四十年度は増員はございません。それから海上自衛隊でございますが、四十年度自衛官におきまして五百九十八人、これは新規就役艦艇の乗り組み員あるいは陸上の新しい教育隊とかあるいは海上訓練指導隊等の新改編に伴うところの所要の増員でございます。これに伴う非自衛官——シビルでございます。これは五十六名、外ワクでございますのは、アタッシャとして外務省に派遣いたします振りかえ定員の減ります。それから航空自衛隊でございますが、これは事務所を三カ所ほど建てかえることにしております。それから(4)いたしまして地連張所の借り上げ一千万円とござりますが、現在約三十カ所出張所がございますが、これをさらに八十八カ所ほど増設して募集体制の拡充をはかります。これによりまして募集される人員は三万四千人、前年度三万二百人でございます。

以上、計で募集関係の経費が三億三千六百万円、前年度に対しまして一億一千二百万円の増加でございます。これによりまして募集される人員は三万四千人でございます。これらは百里基地にF-104戦闘機の航空隊が展開することに伴う所要の人員、あるいは北九州地区における第二次ナイキ部隊の配置に伴う所要の人員のためには必要な定員の要求でございます。

それから(5)老朽隊舎の改築でございますが、来年度一万八千三百人の隊舎の改築をはかつて、そのための所要経費が三十六億五千万円でございます。前年度一万二千二百人分につきまして二十五億三千万円でございましたから、大幅な増加でございます。

それから(4)いたしまして宿舎の増設でございますが、これは特別借り上げ宿舎千四百万円でございますが、これは共済組合の長期資金でもって宿舎を建てまして、それを国が借り上げるという仕組みの宿舎でございまして、一千四百万円が借り上げ料でございます。それから一般宿舎として千三百五十七戸、十三億三千八百万円、合計いたしまして二千五百五十七戸、十三億四千二百万円でございます。前年度が千五百四十四戸、五億九千六百万円でございますので、これまで大幅な改善でござります。

それから次のページをごらんいただきたいと思いまして、

一回は帰させようというための所要の経費でございます。それからその次が旧軍歴通算に伴う退官退職手当の増額、一億であります。これは昭和二十八年七月末までに自衛隊に入隊しなかつた自衛官、旧軍当時に勤務歴のある方で、その後終戦後軍の解体に伴つて復職できませんで民間においてなる方、そういう方で——防衛庁の航空自衛隊の発足が二十九年でございます。海上自衛隊が二十七年でございます。陸上自衛隊につきましても二十八年以降相当増員になっておりますので、そういう関係で防衛庁にまた入られたそういう方につきまして、現在旧軍歴の通算措置は二十八年の七月末までしか認められておりませんが、これを所要の期間をさらに延長することによってそういう方々を救済をしてさしあげたい、そのための経費大幅な改善措置でございます。

それから(6)自衛官の充足向上。

これらは以上の諸施策の結果、さらに自衛官の充足率を上げてまいりたいということで、前年度の充足率をそれぞれ一歩ずつやしてございまして、そのための経費が六億七千四百万円でございますが、陸は八四%を八五%、海は九三・五%を九四・五%、空は九五%を九六%でございます。

それから次のページをこらん願いたいと思いますが、II装備の充実、近代化でございます。

まず、(1)陸上部隊装備の充実でございます。陸上火器関係で五億九百万円、武器車両関係で十五億七千二百万円、施設器材関係で八億四千四百万円、通信機器関係で十七億六百万円、その他で四億三千三百万円、合計いたしまして五十億六千四百万円でございます。そのほかに三十九年以前の國庫債務負担行為に基づく歳出化分が五十一億三百万円でございます。これは主として戦車、装甲車の類でございますが、これを合計いたしまして

陸上部隊装備のために百一億六千七百万円、前年度が五十三億千八百万円でございますので、倍近い増額でございます。

(2)艦船建造の推進でございますが、先ほど継続費の中で概略御説明申し上げましたが、新規計画艦が二千トン一隻、三千トン一隻、千六百トンの潜水艦が一隻でございます。次のページをごらん願いますと、掃海艇が三隻でございます。それから高速型特務艇、これが一隻、合計自衛艦が七隻でございまして、そのほか支援船が十隻、計十七隻。トントン数にいたしますと八千六百四十七トン、総額百六十六億九千百万円でございまして、四十年度計上額が三十六億七千七百万円でございます。

次は、既計画艦追加分の警備艦でございますが、総額は三十四億一千七百七十万円でございます。最後に既計画艦の三十九年度までの継続費に基づくところの計上額でございますが、総額が計で二百七十一億一千八百万円、四十年度計が八十億六千二百万円、以上合計いたしまして艦艇総額四百七十二億二千六百万円、四十年度合計百三十四億四千三百万円でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。航空機の増強特にF104Jの追加調達でございます。まことに既定の計画に従つて計上しております第一次

五番目が地対空誘導弾(SAM)部隊の整備でございますが、すでに計画されております第一次

ナイキ部隊、これは東京近辺でございます。第一次ホーク、北海道でございます。第二次ナイキ、北九州、第二次ホークは関東地区でございますが、

それぞれ計画どおりに順調に整備を続けてまいります。

(6)自動警戒管制組織(BADGE)建設の推進でございますが、四十年度予算が五十一億五千四

百万円、國庫債務負担行為二十五億七千九百四十円。それも既定の計画に従つて計上しております

が、そのほかECCM器材等のための新しい計画の予算も計上いたしております。

それから次のページをごらん願いたいと思いますが、(7)米国との無償援助(MAP)打ち切りに伴なう

補償等で一億四千七百万円、演習場整備におきま

す、四十六年末までにさらに維持いたしますための、減耗補てんのために必要な機数でございます。三十機でございます。

以上小計六十九機新規購入でございます。

それから継続分でございますのは、三十九年度予算に計上になりましたが、引き続きことし四十年度にこの生産が完了しまして四十年度納入のものでございます。小計二十七機でございます。

に若干の備蓄をやってまいらなければならぬのでわせて九十六機、百九億でございます。

(4)弾薬の確保でございますが、弾薬も毎年々々相当の訓練で消耗がございます。その消耗のほかに若干の備蓄をやってまいらなければならぬのでござりますが、そのための所要経費が四十年度陸

上自衛隊二千三百六十三トン、三十六億三百万円、

海上自衛隊九百七十二億トントン、三十七億でございます。

その次が固定消音装置、自衛隊関係一億三千五百五億四百万円でございます。

海上自衛隊が三十七億三千万円、駐留軍関係三十七億。四割

以上の増加でございます。

(2)は基地周辺民生安定諸施策の推進でございまます。

まず周辺道路整備が五億八千六百万円、それから防災工事が十九億八千二百万円、それから特別

補償事業四億六千九百万円、それから移転等補償四億百万円——前年度一億九千が四億百万でござりますから、特に駐留軍関係の基地を中心とした

しまして大幅な増額計上でございます。それから周辺用地買収七億三千三百万円。前年度六千百万円でございますので、これも駐留軍の関係の基地を中心としたしまして大幅な増額計上をいたしております。

それから次のページをごらん願いたいと存じますが、施設移転契約、これも駐留軍関係でござりますが、九千七百万円。それから有線放送、これも一億四百万円。小計で四十三億七千二百万円。

前年度は三十億六千六百万円でございますので、これまた四割以上の増額計上でございます。

それから(3)基地関連事業の充実でございますが、漁業補償として四億七千七百万円、特別損失補償等で一億四千七百万円、演習場整備におきま

して二千八百万円。小計六億五千二百萬円、大体前年度程度の計上でございます。

それから(4)地方公共団体委託費の増額、四千万円。前年度二千二百万円に対しまして四千万円の計上でございます。

それから次のページをごらん願いたいと存じますが、(5)提供施設借料の適正化。従来安く契約されております借料を今回若干引き上げることとしたしまして、十七億七千五百萬円でございます。

以上合計いたしまして百二十四億七千四百万円。前年九十四億六千八百万円でございますので、約三十億の増加でございます。

それから次のページをごらん願いたいと思いますが、研究開発の推進でございます。GM関係あるいはロケット関係、レーダー関係、引き続き研究開発を推進してまいことにいたしておりますが、(4)の対潜飛行艇、これを六億六千万円、国庫債務負担行為三十億九千八百万円。これは三十五年度以来國産の対潜飛行艇を研究あるいは設計してまいりたのであります。よややく詳細設計を、本年三十九年度終わりまして、また、UF2といふ、米国からもいいました双発の飛行艇の改造機による試験も順調に進みまして、いよいよ試作機をゼロ号機、一号機を、四十年度から四力年計画でつくつてまいりたのであります。今年の対潜飛行艇の試作のための要の経費であります。

それから(5)であります。一億二千七百万円、国庫債務負担行為五億一千万円でございますが、これも現在海上自衛隊が使っております潜水艦哨戒のための陸上機がP2Vというのがござりますが、これが昭和四十四年ころになりますと、減耗して、だんだん機数が減ってまいりますので、それがの後継機のために、試作機をつくりまして、試験をしてみたいというための、機械器具の経費でございます。

その他、十三億一千八百万円でございます。合計研究開発の二十九億四千百万円、国庫債務負担行為四十億一千八百万円と、これまた前年に対しまして、増加計上でございます。

それから次のページをごらん願いたいと存じます。三十億の増加でございます。

それから次のページをごらん願いたいと思いますが、研究開発の推進でございます。GM関係あるいはロケット関係、レーダー関係、引き続き研究開発を推進してまいことにいたしておりますが、(4)の対潜飛行艇、これを六億六千万円、国庫債務負担行為三十億九千八百万円。これは三十五年度以来國産の対潜飛行艇を研究あるいは設計してまいりたのであります。よややく詳細設計を、本年三十九年度終わりまして、また、UF2といふ、米国からもいいました双発の飛行艇の改造機による試験も順調に進みまして、いよいよ試作機をゼロ号機、一号機を、四十年度から四力年計画でつくつてまいりたのであります。今年の対潜飛行艇の試作のための要の経費であります。

以上、概略でございますが、補足説明さしていただきました。

○委員長(柴田栄君) 以上で説明は終わりました

が、御質疑はございますか。

○下村定君 いまの御説明で、前年度との比較は、はつきりわかつたわけでございますが、今年度に對する、来年度案が、来年度のために要求をされまつた、その差というのは、簡単に御説明にはなれぬものでしようか。いま、即席で願っているの

じゃございませんが。

○政府委員(大村篤雄君) 私どもが国会に来年度の予算として御要請申し上げる前に、御承知のとおり概算要求いたしまして、私どもが大蔵省と折衝をしてまいりますために、要求原案といふもの

がござります。ただいまの下村先生の御質問は、その要求原案と対比してどうかという御質問かと存じますが、その数字を申し上げますと、私ども

の要求原案は、四十年度三千百五十一億でござります。それが三千十四億でございますから、非常に歩どまりがいいように思いますが、実は三千百五十一億には、ベースアップの要求数字が入っておりません。したがいまして、ベースアップを含めますと、三千百五十一億と申しますのは、三千三百七億でございますので、二百九十三億、要求

から落とされているということが言えるかと存じます。それから(5)であります。一億二千七百万円、国庫債務負担行為五億一千万円でございますが、これも現在海上自衛隊が使っております潜水艦哨戒のための陸上機がP2Vというのがござりますが、これが昭和四十四年ころになりますと、減耗して、だんだん機数が減ってまいりますので、それがの後継機のために、試作機をつくりまして、試験をしてみたいというための、機械器具の経費でございます。

その他、十三億一千八百万円でございます。合計研究開発の二十九億四千百万円、国庫債務負担行為四十億一千八百万円と、これまた前年に対しまして、増加計上でございます。

それから次のページをごらん願いたいと存じます。三十億の増加でございます。

それから次のページをごらん願いたいと思いますが、研究開発の推進でございます。GM関係あるいはロケット関係、レーダー関係、引き続き研究開発を推進してまいことにいたしておりますが、(4)の対潜飛行艇、これを六億六千万円、国庫債務負担行為三十億九千八百万円。これは三十五年度以来國産の対潜飛行艇を研究あるいは設計してまいりたのであります。よややく詳細設計を、本年三十九年度終わりまして、また、UF2といふ、米国からもいいました双発の飛行艇の改造機による試験も順調に進みまして、いよいよ試作機をゼロ号機、一号機を、四十年度から四力年計画でつくつてまいりたのであります。今年の対潜飛行艇の試作のための要の経費であります。

これだけしか認められない、あるいはこれはほぼすが、施設の整備でございます。これはもう、以上、今まで申し上げましたもの以外に、それぞれの施設の整備の金でございますが、そういうものも含めまして、いわゆる施設整備の金をここにあげたわけでございまして、計の欄でごらん願いますと、百十八億一千二百万円、前年度八十六億七千六百万円、約三十一億程度の増加でござります。

以上、概略でございますが、補足説明さしていただきました。

○委員長(柴田栄君) 以上で説明は終わりました

が、御質疑はございますか。

○下村定君 いまの御説明で、前年度との比較は、はつきりわかつたわけでございますが、今年度に對する、来年度案が、来年度のために要求をされまつた、その差というのは、簡単に御説明にはなれぬものでしようか。いま、即席で願っているの

じゃございませんが。

○政府委員(大村篤雄君) 実は私どもの大蔵省に

要求いたします数字は、政府部内の折衝の数字でございますので、一応予算ができますと、私ども

は政府の案と申しますのはもうただいま御説明し

た数字に尽きるわけでございます。したがいまし

て、特に私ども大蔵省へ要求した数字との対比の表というものは今までつくったことはございませんが、どういうことになりますか検討はしても

いいかと存じます。特別にまた御用がございまし

たら考へてもよろしくうござりますけれども、い

まのところ別にそういうものは用意いたしてございません。

○下村定君 よく御趣旨はわかります。私ども審議をいたします上において、たとえば弾薬がこれ

ぐらいほしかたのだが尖は最後にはこうなつた

のだ、あるいは宿舎の問題につきましても、何千人分を要求したのだけれども実際はこれだけになつた、そういうことを知つておりますといふ

と、今後さらにまた研究する上において参考にならう、その意味でお願いしたわけであります。ひ

とつ御研究をお願いしたいと思います。

○政府委員(大村篤雄君) 研究してまいります。

木日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人等に対する恩給に関する請願(第三

七号)(第三九七号)(第四六号)(第四一七号)

(第四一八号)(第三七二号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第四六号)(第四三四号)(第四

四四一号)(第四七九号)(第四八二号)

一、金し賛章受章者遇審議促進に関する請願(第三八五号)(第三八四号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第三八五号)

一、農林省蚕糸局存置に関する請願(第三八六号)(第四〇三号)(第四一三号)(第四一四号)

(第四一五号)(第四二二号)(第四二八号)(第四三三号)(第四三三号)(第四三八号)(第四三九号)(第四五七号)(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)

(第四六三号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五三一号)(第五三二号)

一、金し賛章年賜金復活に関する請願(第四四〇号)(第四八八号)(第五〇八号)

一、金し賛章受章者遇復活に関する請願(第四六四号)(第五〇三号)

一、金し賛章年賜金復活に関する請願(第四四一号)

一、金し賛章受章者遇復活に関する請願(第四六四号)(第五〇三号)

一

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九五号 昭和四十年一月二十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西春町大字西之保一九二愛知県軍恩連合会西春支部内 宮田金治外三百三十七名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 柴田 栄君

第三九六号 昭和四十年一月二十二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 名古屋市北区長田町四ノ六五愛知縣軍恩連合会北区支部内 山崎良

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 草葉隆圓君

第三九七号 昭和四十年一月二十二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県飯田市上飯田五、三一〇

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 草葉隆圓君

第三九八号 昭和四十年一月二十二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 武居英次外五千四百三十一名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 石原幹市郎君

第三九九号 昭和四十年一月二十二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県小牧市大字二重堀九八七

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一八号 昭和四十年一月二十二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県西尾市徳永町西側五五松

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四八二号 昭和四十年一月二十七日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県知多郡大府町大字共和字エ

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四〇三号 昭和四十年一月二十二日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 福岡県農前市黒土町小石原 中西茂外三十九名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 森部 隆輔君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 井上清一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 大橋理一郎外三十九名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 藤友右衛門外四十名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四二三号 昭和四十年一月二十三日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 静岡市御幸町二ノ八静岡県蚕糸株式会社取締役社長 古知治郎兵衛

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 粟原裕幸君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 上屋利和外六名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 大谷藤之助君

第四二八号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡岩村町二、三三〇ノ

二惠南蚕糸販売農業協同組合連合

会内 三宅依三外三百九十二名

紹介議員 山中啓一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三二号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(十四通)

請願者 関山県新見市山根町新見市養蚕協

紹介議員 近藤鶴代君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三三号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(十四通)

請願者 谷岡忠雄外千八十四名

紹介議員 近藤鶴代君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三四号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 山形県村山市大字橋岡一、三四一

紹介議員 両羽協同製糸株式会社取締役社長

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三八号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 村山道雄君

紹介議員 大山不二太郎外二百八十五名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三九号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 昭和四十年一月二十五日受理

紹介議員 森八三一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四〇号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区有樂町一ノ七全国

紹介議員 乾鶴販売農業協同組合連合会長

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四一号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 両羽協同製糸株式会社取締役社長

紹介議員 楠見義男外千二百六十九名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四二号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 井上清一君

紹介議員 楠見義男外三百七十三名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四三号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷二、三七三

紹介議員 埼玉織維工業株式会社取締役社長

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四四号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 上原正吉君

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四五号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市外三百五十二名

紹介議員 岩手県盛岡市外三百五十二名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四五六号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 千葉県東葛飾郡我孫子町四五五石

紹介議員 千葉県東葛飾郡我孫子町四五五石

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四五七号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 堀川広士外千三十三名

紹介議員 堀川広士外千三十三名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六二号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 平石栄司外三十名

紹介議員 平石栄司外三十名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六三号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 岩山勝保君

紹介議員 岩山勝保君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六四号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 吉江勝保君

紹介議員 吉江勝保君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六五号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 二十一名

紹介議員 二十一名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六六号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 最上英子君

紹介議員 最上英子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六七号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 石邦太郎外四百六名

紹介議員 石邦太郎外四百六名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六八号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 村末次郎外百三十二名

紹介議員 村末次郎外百三十二名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六九号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 群馬県富岡市富岡一、四五三

紹介議員 石邦太郎外四百六名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七〇号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 白

紹介議員 白

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七一号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 濱賀真彦根市大町七九〇東邦

紹介議員 濱賀真彦根市大町七九〇東邦

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七二号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 レーヨン株式会社河瀬工場内北

紹介議員 レーヨン株式会社河瀬工場内北

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七三号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 濱賀真彦根市大町七九〇東邦

紹介議員 濱賀真彦根市大町七九〇東邦

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七四号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 西川甚五郎君

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七五号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 和歌山県那賀郡岩出町大字高塚一

紹介議員 和歌山県那賀郡岩出町大字高塚一

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七六号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 ○五有限会社和歌山蚕種製造所内

紹介議員 ○五有限会社和歌山蚕種製造所内

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七七号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 中嶋雅三外二名

紹介議員 中嶋雅三外二名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七八号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 前田佳都男君

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七九号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 和歌山県那賀郡岩出町大字高塚一

紹介議員 和歌山県那賀郡岩出町大字高塚一

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八〇号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 京都市府福知山市荒河一、五三六

紹介議員 京都市府福知山市荒河一、五三六

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八一号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 門野正夫外百五十六名

紹介議員 門野正夫外百五十六名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八二号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 中嶋雅三外二名

紹介議員 中嶋雅三外二名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八三号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 前田初造外八百十三名

紹介議員 前田初造外八百十三名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八四号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 羽生三七君

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八五号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 佐藤芳男君

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八六号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字泉甲六

紹介議員 新潟県南魚沼郡六日町大字泉甲六

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八七号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 二四上村正輝外六十名

紹介議員 二四上村正輝外六十名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八八号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 平石栄司外三十名

紹介議員 平石栄司外三十名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八九号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 坪山徳弥君

紹介議員 坪山徳弥君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 木重信外七十六名

紹介議員 木島義夫君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 四谷川広士外千三十三名

紹介議員 四谷川広士外千三十三名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 本重信外七十六名

紹介議員 木島義夫君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五三一号 昭和四十年一月二十八日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 秋田県湯沢市字西松沢三九二秋田

蚕種協同組合長 長坂又兵衛外三

十六名

紹介議員 松野孝一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五三二号 昭和四十年一月二十八日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 高知県安芸郡奈半利町乙二、六三

○ 藤村製糸株式会社社長 坂木

字治吉外十七名

紹介議員 堀見俊二君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四〇号 昭和四十年一月二十五日受理

金し熟章年賜金復活に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町四ノ一六ノ一四

中村政治

紹介議員 上原正吉君

金し熟章受章者(年賜金者)に対し、最良適正なる國家処遇の途を実現するため、緊要なる予算措置を講ぜられ今度こそ勇断をもつて実施せられることを要求するとの請願。

理由

平和克復後、金し熟章年賜金の復活を請願し、十一年近くも続行した。政府も毎国会に格段の努力を賜わつたが、国会でいつも審議未了となり、残念である。殊勲者には特に老令者が多く、思い残しまことに遺憾にたえない。

第四八八号 昭和四十年一月二十七日受理
金し熟章年賜金復活に関する請願

請願者 富士市宮田町一ノ七四 中村繁外

千三百四名

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自治省設置法の一部を改正する法律案

紹介議員 平島敏夫君
この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第五〇八号 昭和四十年一月二十八日受理
金し熟章年賜金復活に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町二ノ三、四三
三 山口嘉良外五千七百十八名

紹介議員 堀山徳弥君
この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第四六四号 昭和四十年一月二十五日受理
金し熟章受章者処遇復活に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市高牧町一五、四一
二 小林哲雄

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第四六四号 昭和四十年一月二十五日受理
金し熟章受章者処遇復活に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市高牧町一五、四一
二 小林哲雄

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第四六四号 昭和四十年一月二十五日受理
金し熟章受章者処遇復活に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市高牧町一五、四一
二 小林哲雄

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第四六四号 昭和四十年一月二十五日受理
金し熟章受章者処遇復活に関する請願

請願者 鹿児島県谷山市山田町五六三谷山
市功友会内 松山宗右衛門外十六
名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

第二十六条の表中「三七四人」を「三七三人」に、
「五一一人」を「五一〇人」に改める。

第五一一人

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

昭和四十年二月十三日印刷

昭和四十年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局